

建設現場一斉閉所の取組に関するQA

番号	Q	A
1	何らかの原因で第2、第4土曜日に現場閉所できなかった場合、ペナルティはありますか。	ペナルティはありませんが、建設業の働き方改革推進の趣旨に則り、できる限り現場閉所の実施に努めてください。
2	推進工法等で工事を実施している場合、機械の正常な動作を確保するため等（土の締め付け回避等）で、第2、第4土曜日に機械を稼働させることが必要な場合はどうなりますか。	工事の円滑な実施のためや安全確保のため等、やむを得ない場合については事前に監督員と協議を行うこととします。
3	現場閉所実施の報告書は必要ですか。	従前の報告様式（工事月報）により確認を行います。
4	一斉閉所の対象工事か否か、どのように確認すればよいですか。	工事発注図面における特記仕様書に対象工事か否か記載がありますので、そちらを確認してください。
5	学校施設での工事はどのような工事が対象ですか。	学校施設での工事については、学校運営に支障のない期間など施工時期が限られているため、対象外とします。

※一斉閉所に係る詳細は工事の設計担当部局にお問い合わせください。